最終更新日：2019年3月29日

Mーユーザベース
代表取締役社長（共同経営者） 稲垣裕介／梅田優祐
問合せ先：IR担当窓口 03-4533-1999
証券コード：3966
https://www.uzabase.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、「企業価値の最大化を達成し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが経営の最重要課題であると認識する」との基本的認識を持っております。この基本的認識とコンプライアンスの重要性、企業としての公共性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新野 良介	7,244,848	23.45
梅田 優祐	6,022,000	19.49
稲垣 裕介	2,482,800	8.04
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,333,500	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	898,600	2.91
ATLANTIC MEDIA, INC.	695,763	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	611,100	1.98
FINANCIAL INTELLIGENCE SERVICES LTD.	554,400	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	507,600	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	504,800	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．平成30年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー並びにその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル株式会社及びキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが平成30年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	1,390,300	4.54
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	156,700	0.51
キャピタル・インターナショナル・インク	54,900	0.18
キャピタル・インターナショナル株式会社	612,400	2.00
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル	48,400	0.16

2．平成30年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社並びにその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが平成30年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	1,604,400	5.24
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	36,300	0.12
JPモルガン証券株式会社	3,700	0.01
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	167,417	0.55
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	50,200	0.16

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　大	他の会社の出身者								○			
平野　正雄	他の会社の出身者											
琴坂　将広	学者								△			
松本　真輔	弁護士											
酒井　由香里	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

松本　大		○	松本大氏はマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社の取締役です。マネックス証券株式会社は、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場する際の当社株式の引受幹事証券会社の一社であります。また、マネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は、当社のサービスの販売先でありますが、その取引額は当社グループにおける売上高の0.1%程度です。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。	金融及び会社経営に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 左記の通り、松本氏が取締役となっているマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は当社取引先でありますが、取引額は僅少であり、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。 以上より、同氏が独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
平野　正雄		○	該当なし	事業会社、コンサルティング会社や投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。
琴坂　将広	○	○	過去に、当社の子会社である株式会社ニューズピックスと取引があり、株式会社ニューズピックスは同氏に対してプロピッカー（経費支払先）として報酬を支払っていました。	企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見を基に、当社の今後の事業展開に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 同氏は左記の通り、過去に当社の子会社と取引はありましたが、その取引額は僅少であり、現在において取引は解消されております。 以上より、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。
松本　真輔	○	○	該当なし	弁護士としての企業法務に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後のコンプライアンス体制に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。
酒井　由香里	○	○	該当なし	財務･会計を含む金融関連の豊富な知識及び他社の社外役員としての豊富な経験を基に、当社の今後のコンプライアンス体制に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しておらず、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

以下の点から、十分な体制が整備できていると考えております。
①内部監査部門について、代表取締役のみならず、監査等委員会からの指揮命令系統も有することとしており、また、監査の結果は、代表取締役及び監査等委員会に報告されるものとしております。
②監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる旨を内部統制システムの基本方針において定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的にかつ頻繁に意見交換を行い、三者間で連携を図ることとしております。また、内部監査責任者は、取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告することとしており、会計監査人は取締役会及び監査等委員会の議事録等を閲覧し、十分な情報を得たうえで監査を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。
各対象者への付与数は、在籍期間、タイトル（等級）等に応じて、決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員の報酬等は、それぞれ総額で開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案し、個別の報酬について取締役会の決議により決定するものとしております。特に業務執行取締役の個別報酬額については、その根拠につき社外取締役も出席する取締役会において詳細に説明を求める事で、経営の透明化を図り、健全性を高めることとしております。また、監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポートは、法務部門及び内部監査部門において行っており、議案内容の事前説明、会議資料の事前配布、会議の運営サポート、議案内容の補足説明、監査等委員会での説明等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
新野　良介	経営顧問	創業者としての知見と経験に基づく経営アドバイス	非常勤（相談量に応じた報酬）	2017/11/01	任期の定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

当社経営顧問である新野良介は、当社の創業者・共同経営者でございましたが、持病である免疫系の疾患の病気療養に専念するため、平成29年11月に当社の代表取締役を辞任いたしました。
その後、療養を行い通常の生活に支障がない程度まで改善しておりますが、残念ながら、免疫系疾患の性質上、季節の変わり目や天候不順等で体調を安定させることが難しく、取締役としての重責を果たすことは困難と判断し平成30年10月31日をもって当社取締役を退任いたしました。退任後も引き続き、経営陣及び社員の良きアドバイザーとして関与しております。
（詳細については以下、「取締役の退任に関するお知らせ」をご参照ください。
https://www.uzabase.com/company/news/resignation-of-director/

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会・役員体制
当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しており、経営上の重要事項（取締役の指名及び報酬に関する事項を含む）に関する事前審議及び決議を行っております。取締役の出席状況については、特段の事情がない限りにおいて、全取締役が出席しております。
また、業務執行は、執行役員及び専門役員を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。
なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役5名と責任限定契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（2）監査等委員会
当社の監査等委員会は3名の社外取締役で構成されております。監査等委員である各取締役は高い専門的見地から取締役会等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行について適宜意見を述べております。また、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査部門及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

（3）内部監査
当社では、他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門が、内部監査規程に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。また、内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有しております。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に適宜報告され、必要かつ適正な是正処置が行われております。

（4）会計監査人
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 勢志　元
指定有限責任社員・業務執行社員 中山　太一
・監査業務における補助者の構成
公認会計士 6名
その他 3名

(5) その他の委員会
(リスク管理委員会)
当社ではリスク管理規程を制定し、役職員は業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減に必要な措置を講じることとしております。さらに、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、6ヶ月に1度定期的又は必要がある場合にリスク管理委員会を開催しております。

(コンプライアンス委員会)
当社ではコンプライアンス規程を制定しており、コンプライアンス規程に違反する事象が発生した場合には、取締役会において指名された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することとしております。仮に内部通報が行われた場合、内部通報窓口責任者は通報内容を調査し、報告書を取り纏めて、コンプライアンス委員会に報告することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、平成31年3月28日開催の第11期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。株主総会と取締役会による監督に加えて、監査役会に代わり監査等委員会を設置し、専門性の高い監査等委員である取締役の知見を、グローバル化・多角化する経営に活かすこと、また監査等委員である取締役が取締役会における意思決定に参加することにより、一層のガバナンス向上を図りたいと考えております。さらには、監査等委員会は内部監査部門との相互連携を図ることで、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日時を避けるとともに、より当社らしい株主総会を開催できる場所を選定しております。なお、平成31年3月28日開催の第11期定時株主総会は初の試みとして、平日の夜19時開催としております。
その他	株主総会招集通知について、自社ホームページへの掲載を行っております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期説明会は行っておりませんが、アナリスト・機関投資家向けに開催する定期説明会の全文書き起こしを公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を半期ごとに開催することに加え、必要に応じて、追加で説明会を開催しております。また、機関投資家とのIRミーティングを積極的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	複数の海外投資家向け説明会への参加、その他積極的に日本、アジア及び米国において海外投資家とのIRミーティングを実施しております。また、決算説明資料、決算書等についても当社のホームページに英語版を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当該IR専門サイトに各種IR資料（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、株主総会の招集通知等）を掲載しております。また、当社の子会社が運営するNewsPicksにおいて積極的に決算説明会資料等の掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については、CFO直下の財務経理部門が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのコンプライアンス規程では、ステークホルダーの立場の尊重について以下のとおり規定しております。 ・会社、役員および従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、本規程を行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めるものとする。 また、同規程では、株主・投資家・投資機関との関係において、以下を規定しております。 1.株主に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行う。 2.インサイダー取引を禁止する。 3.株式市場における風説の流布、相場操縦や株式の空売りを禁止する。 4.総会屋等への利益供与を禁止する。 5.有価証券報告書等や会計帳簿の虚偽記載を禁止する。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、下記のような取り組み（例示）を直近で行っております。 ・ＬＧＢＴ人材専門の採用エージェントの活用 ・女性の働きやすさ、男性の家事・育児参加等に関する社内コミュニティの醸成及び定期的な会合の実施 ・世界女性デーに向けた女性活躍に関する記事をNewsPicksで特集

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「株主・投資家の皆様へ」という代表者によるメッセージを当社ホームページに記載しております。このメッセージの中で、以下の3つの約束をさせていただいております。 1.「経済情報で、世界を変える」このビジョンの達成に向けて忠実に行動します。 世界中のビジネスパーソンに情報を提供し、ビジネスパーソンの意思決定を支えるためにユーザベースは存在しています。それは一人一人の意思決定が行動となり、その集積が力となり、世界が変わっていくと信じているからです。少しでもより良い方向に世界が動くよう、ビジョンに対して忠実に行動する事を約束致します。 2.良い時も悪い時も、正直に話します。 株主となって頂くためには、正しくユーザベースの事を理解して頂く事が全てのスタートラインであると考えています。そのためにも、出来る限り透明性を高める事が必要です。そしてそれは良い時だけでなく、悪い時こそしっかり開示する事を約束致します。 3.有言実行を積み重ねる事で、信頼を獲得していきます。 株主の皆様に信頼して頂くための最短経路は、有言実行を積み重ねる事でしかないと考えています。但し、今迄もそうでしたが、これからも挑戦をした結果、時には失敗してしまう事があるかもしれません。もし失敗し、有言実行を実現できなかった時は深く反省し、最速で改善してまいります。株主の皆様に信頼頂けるよう、行動と結果を大切にして行く事を約束致します。 詳細については、以下のリンクをご覧ください。 https://www.uzabase.com/ir/topmessage/

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は下記の通りです。

当社グループは、「経済情報で、世界を変える」というミッションの達成を目指すとともに、「7つのルール」を行動指針とした経営と制度等の整備に努めております。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めております。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要との認識のもと、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定めました。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。

b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。

e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会監査等基準に基づく監査の実施により確認する。

f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有するものとする。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。

i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

b. 当社の業務執行取締役、執行役員、子会社の代表取締役（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）が出席する会議を原則月1回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。

c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程、ガイドライン、及びハンドブック等を整備・運用するものとする。

b. 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、執行役員、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、並びに当該従業員の他の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。

b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 内部監査責任者は取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。

b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。

c. 監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査責任者に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
b. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
c. 監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定め、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としております。
当社の主要な会議などの機会を利用してその内容の周知徹底を図るとともに、新規取引先に対する調査並びに継続取引先に対する定期調査（年1回以上）を実施しております。また、契約書の締結に当たっては原則として反社会的勢力との関係がない旨の表明保証を付すことにより、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
なお、反社会的勢力対策規程において、反社会的勢力が当社グループに接触してきた場合の応対について定めており、当社グループ管理部門の従業員同席の下で面談することとしており、当該管理部門の従業員は面談記録を正確に記録することとしております。また、不当要求があった場合は直ちに警察に届け出ることとしております。また、不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主・投資家等にとって有用な情報について積極的かつ適時・適切に開示できるよう、また理解を得られるよう努めております。当社では、情報収集・報告、書類の起案、機関・会議体への上程・関係部署との協議・通知等を義務付けることにより、重要な情報が当社経営陣及び適時開示担当部門である経理財務部門に伝達、集約される体制を構築しております。また、収集した情報群は逐次、情報取扱責任者に集められ、証券取引所の開示基準に該当するか否か、具体的開示方法に関する分析・判断を行って、開示すべき情報は適時に情報開示を行います。適時開示手続きに関する事務フロー図は「適時開示体制の概要（模式図）」のとおりであります。

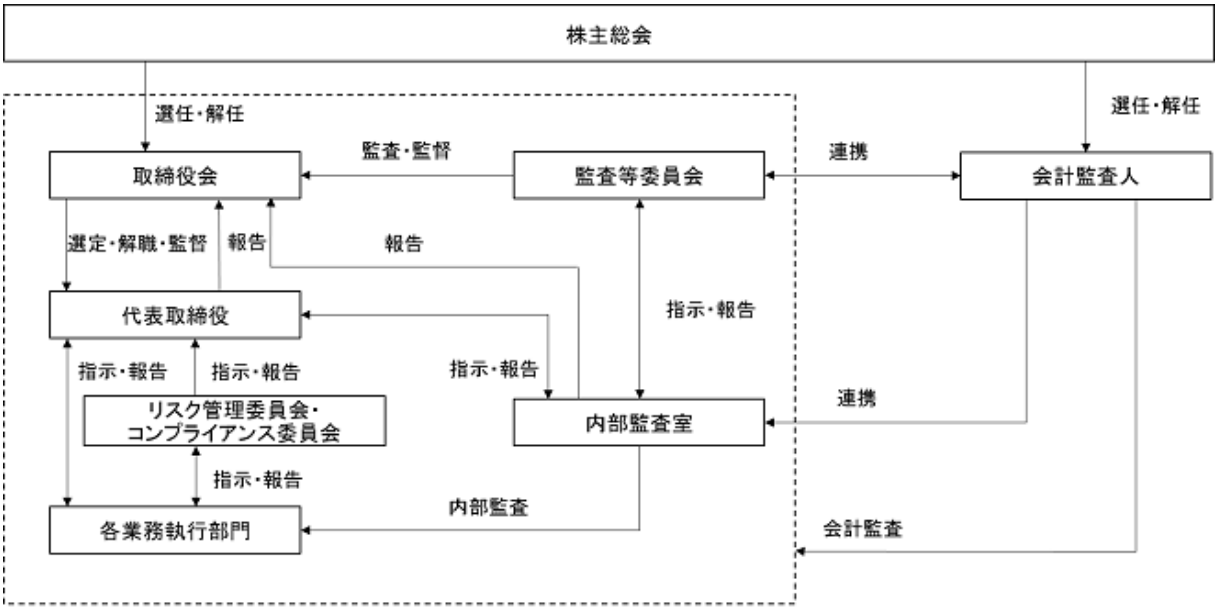

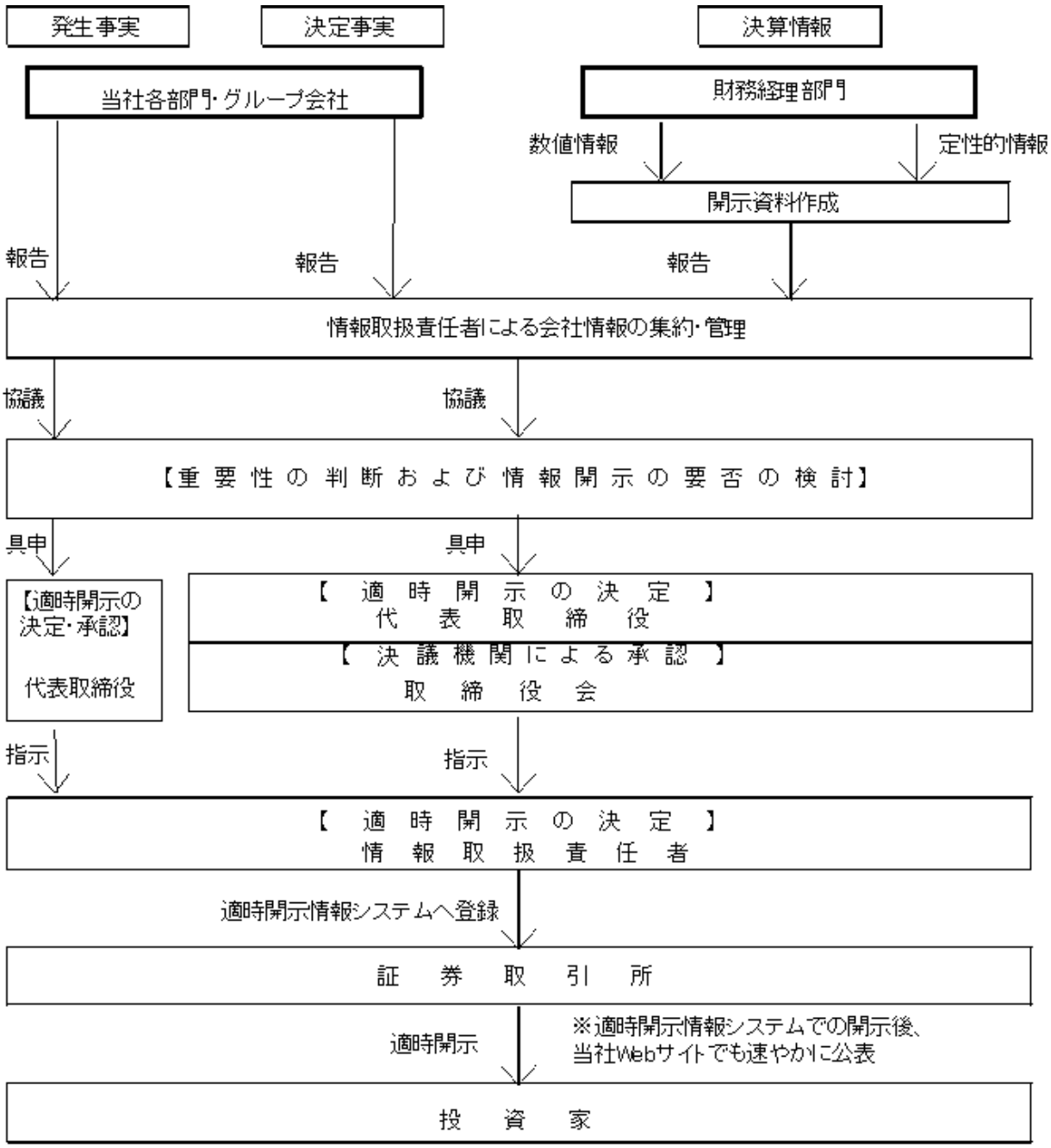
発生事実
決定事実
決算情報
当社各部門・グループ会社
財務経理部門
数値情報
定性的情報
開示資料作成
報告
報告
報告
情報取扱責任者による会社情報の集約・管理
協議
協議
【重要性の判断および情報開示の要否の検討】
具申
具申
【適時開示の決定・承認】
代表取締役
【適時開示の決定】
代表取締役
【決議機関による承認】
取締役会
指示
指示
【適時開示の決定】
情報取扱責任者
適時開示情報システムへ登録
証券取引所
適時開示
※適時開示情報システムでの開示後、
当社Webサイトでも速やかに公表
投資家